

健康福祉委員会 案件一覧

(令和6年4月15日開催分)

○所管事務報告 5件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
福祉部	1	令和6年度大田区重層的支援体制整備事業実施計画について	1	黄木 福祉管理課長
	2	長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事業について	2	武田 子ども生活応援担当課長
	3	大田区特別養護老人ホーム優先入所制度の一部改正について	3	松田 介護サービス推進担当課長
	4	大田区立こども発達センターわかばの家業務委託事業者の選定について	4	塚本 障がい者総合サポートセンター次長
政策部 健康	5	新型コロナウイルス感染症に関する令和6年4月からの対応について	5	小倉 感染症対策調整担当課長

健康福祉委員会
令和6年4月15日
福祉部 資料1番
所管 福祉管理課

令和6年度大田区重層的支援体制整備事業実施計画について

1 策定目的

大田区らしい「地域共生社会の実現」に向けて、分野横断の包括的支援体制を強化する具体的な手段として実施する「重層的支援体制整備事業」の実施計画を策定する。

本区においては、計画を毎年更新し、事業内容等を公表することで、関係機関との連携体制や地域との協力体制を深めていく。

2 計画の位置付け

社会福祉法第106条の5第1項で定めのある「重層的支援体制整備事業実施計画」として策定する。

3 計画期間

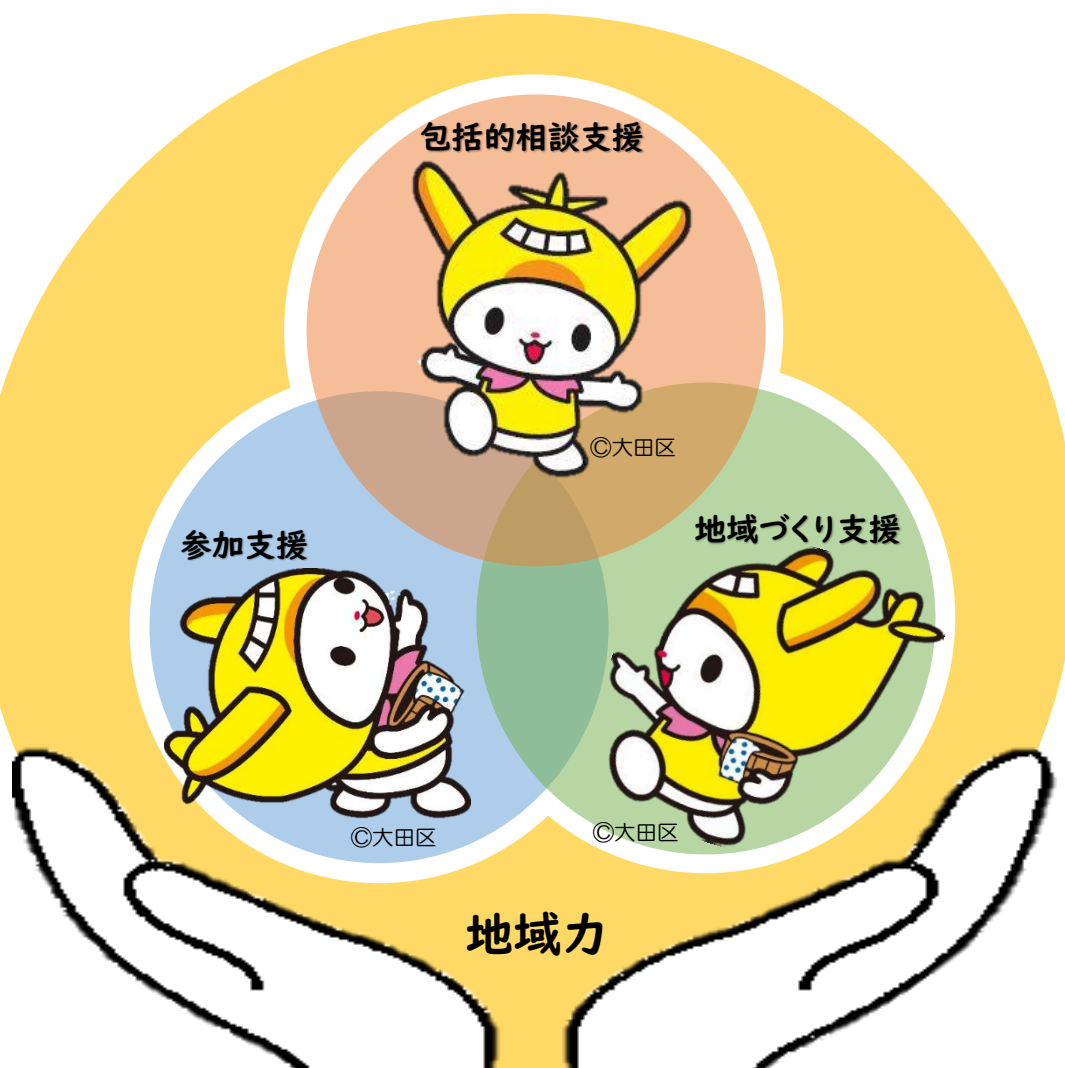
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

4 主な更新内容

(1) 令和5年度の部局連携での取組状況等

(2) 新たに策定した「大田区地域福祉計画」の基本目標を達成するための本事業に関わる指標等

— 令和6年度 —
大田区
重層的支援体制整備事業
実施計画



令和6年3月更新

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 重層的支援体制整備事業の概要	2
4 SDGsとの関係	2
5 大田区の重層的支援体制整備事業の考え方	3
6 令和5年度の実施結果を踏まえた現状の課題	4
7 令和6年度に取り組むべき視点	6
8 令和6年度の重層的支援体制整備事業の実施内容	7
9 今後に向けた当面の検討事項	14
10 計画の進行管理	15
11 大田区福祉人材育成・交流センターによる支援力の強化	17
12 大田区社会福祉協議会との連携	17
13 重層的支援体制整備事業と関連する区の既存事業	17

1 計画策定の目的

重層的支援体制整備事業を実施することによって、包括的支援体制を強化し、大田区らしい「地域共生社会の実現」※を推進します。

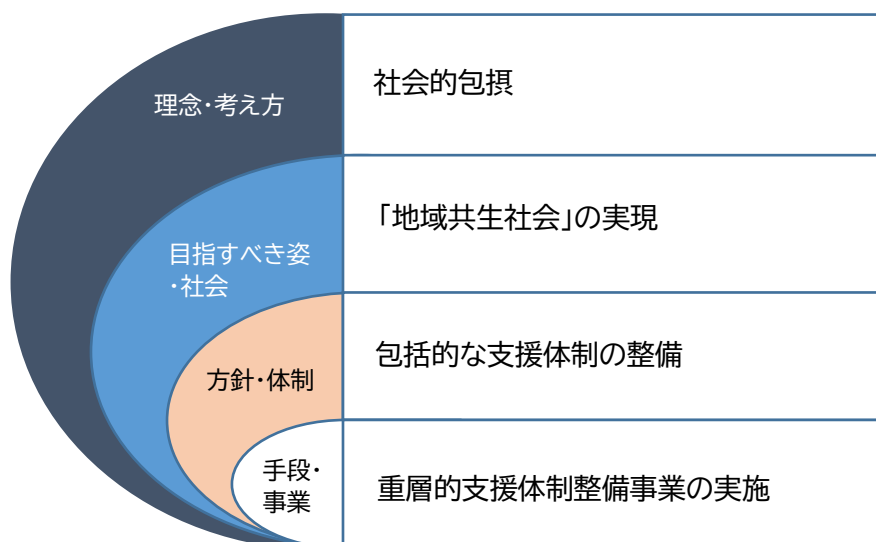
※ 地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています(平成 29 年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)。大田区の強みである「地域力」を活かして大田区らしい地域共生社会の実現を推進します。

2 計画の位置づけ

区は、大田区地域福祉計画で掲げる「地域共生社会の実現」に向け、分野横断的に包括的な支援体制を構築するための手段として、「重層的支援体制整備事業」を実施します。

社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号(以下「法」という。))第106条の5第1項で、『市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、法第106条の3第2項の指針に即して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めるものとする。』と規定されており、本計画はそれに当たるものとして策定しています。

本計画により、具体的な区の考えや、事業内容等が見える化し、示すことで、関係機関との連携体制や、地域との協力体制を深めてまいります。



3 重層的支援体制整備事業の概要

法第106条の4に基づき、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域づくりへの支援の両面を通じて重層的な支援体制を整備するため、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

(1) 包括的相談支援（法第106条の4第2項第1号）

本人や世帯の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で行う支援

(2) 参加支援（法第106条の4第2項第2号）

本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援

(3) 地域づくり支援（法第106条の4第2項第3号）

地域における活動の活性化等を通じた、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備する支援

4 SDGsとの関係



本計画は、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の17の目標のうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」と特に密接に関連します。

本計画を着実に推進し、多様な主体との連携により、包括的な支援体制を整備することで、SDGsで掲げる「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざしていきます。

区は SDGs の達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から令和5年度の「SDGs 未来都市」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体SDGs モデル事業」にも選定され、重層的支援体制整備事業からは、経済・環境・社会の三側面をつなぐ取組のひとつとして、「おおたフード支援ネットワーク事業」を位置付け実施しています。

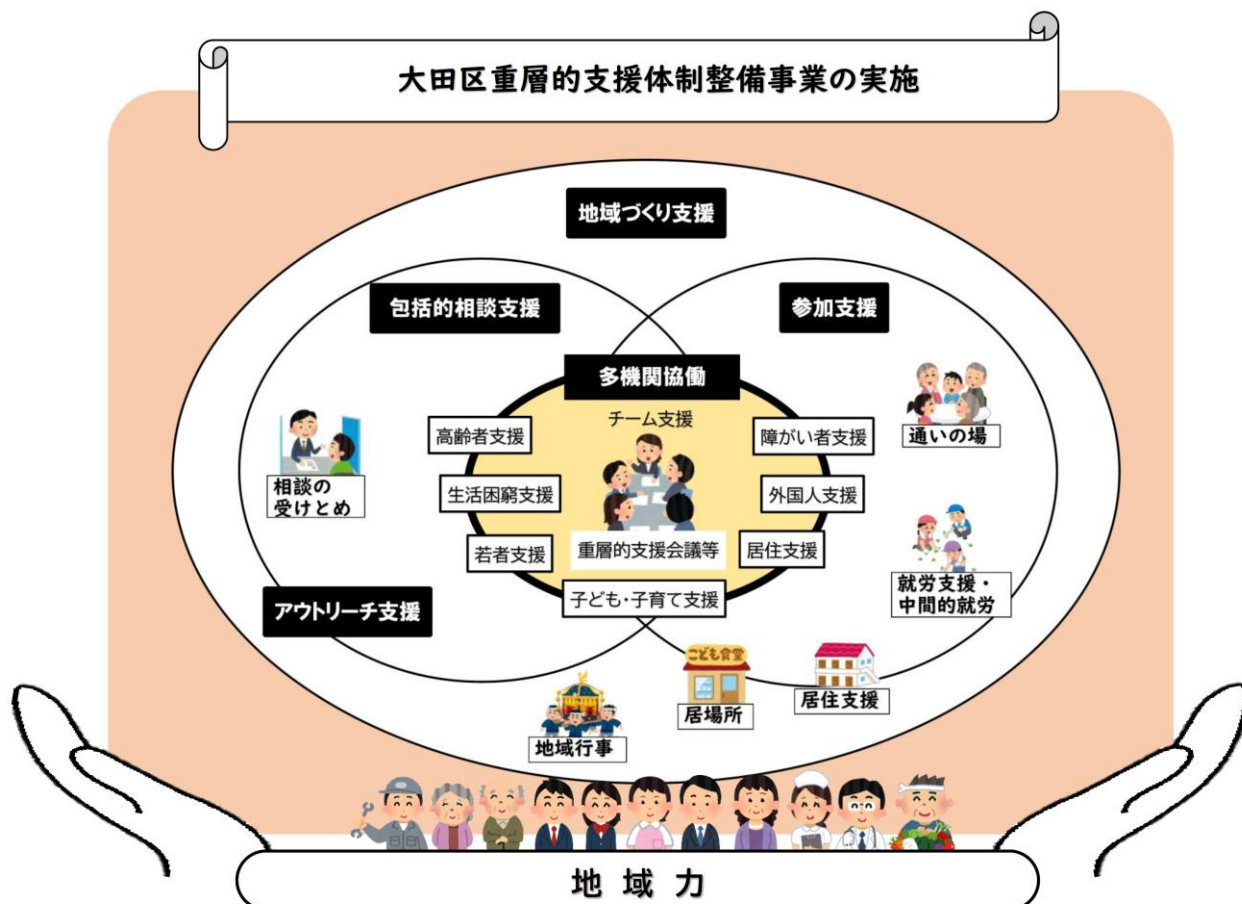


5 大田区の重層的支援体制整備事業の考え方

大田区の強みである「地域力」を最大限に活かし、高齢・障がい・こども・生活困窮等の課題への取組を「重層的支援体制整備事業」と紐づけ、分野横断的な包括的支援の体制に再整理して実施します。

区民からの相談は、区の各相談機関がまずは受けとめ、必要な支援につながるよう、支援者間の多機関連携を調整する機能を設置し、包括的なチーム支援の強化を図ります。

多機関連携によるチーム支援力を高めるには、職員一人ひとりの連携の意識をさらに高め、支援機関との連携体制、地域との協力体制を構築しながら、一步一步着実に進めていきます。



◆大田区が考える「重層的」の意味

- ① 「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」の3つの支援を“重層的”に実施すること。
- ② 課題に対して必要な支援サービスを提供するために、支援機関が連携してチームとなって“重層的”に支援すること。
- ③ 区が行う重層的支援とともに、地域住民、事業者、NPOなどの多様な主体が参画し、“重層的”に支えあうこと。

※ 対象となる課題は、複雑化・複合化した課題だけでなく、広く区民が支援者を必要とする課題とします。こうした取組によって、早期把握・早期支援による早期解決の予防的な支援にもつなげていきます。

6 令和5年度の実施結果を踏まえた現状の課題

(1) 包括的相談支援

令和5年度からの本格実施にともない、重層的支援会議を各地域福祉課の4地区に拡充して開催しました。

各支援機関からは、どのようなケースが重層的支援会議の対象になるのかわかりづらいという声もあるため、取り扱った事例や実施効果を見える化しながら、今後も継続して理解を広げていく必要があります。

また、重層的支援会議では、昨年度のモデル実施でも多かった8050問題のほかに、住環境の悪化によって地域課題化している事例や、外国人の世帯が抱える課題、精神障がい者の地域移行に伴う課題など、多岐にわたる複合的な課題に対応しました。

こうした課題の対応には、生活面や金銭面、健康面などの多方面における支援が必要であり、多職種・多機関によるチーム支援が欠かせません。

特に、精神疾患のある方への支援のマンパワーと方法が課題となっており、その支援連携のあり方について検討していく必要があります。

また、支援対象者の中には意図せずに支援機関によって、話の内容やニュアンスが異なることもあるため、複合的な課題がある世帯へのアセスメントは、各支援機関がそれぞれ行い、その結果を関係する機関が共有し、連携して支援方針を立てることが重要です。

また、重層的支援会議で検討する課題が多岐にわたるため、スーパーバイザーからの助言が欠かせません。課題によっては、法的な助言や医師などからの専門的知見なども必要となるため、参加の協力を広げていく必要があります。

課題の中には、もっと早期に相談につながり、地域資源の活用も含め支援できれば、課題の重度化を防ぐことができた事例もありました。

しかし、課題が重度化して初めて、支援の調整機関に情報が伝わる傾向が、強く見られません。

課題の重度化を防止するために、これまでの専門的な相談窓口の整備だけではなく、区民にとって身近な相談の入口を整備し、早期に課題を把握するしくみづくりを検討する必要があります。

また、複合的な課題がある方は、複数の支援機関に相談することもあり、各支援機関の相談記録の共有の方法・ルール等の検討も必要です。

本事業の実施により、多機関連携の機会が増えていくため、福祉の支援に携わる職員が、分野や組織に関わらず、ともに支援スキルを高めあうことが継続的に必要です。

(2) 参加支援

重層的支援会議の対象者など、複合的な課題がある方は、支援者以外の人とのつながりが弱い傾向にありました。

制度によるサービス調整だけでは、十分な生活の安定化が図れない事例があります。

このため、ご本人の希望に沿って、地域や社会とのつながりを支援することが必要です。

参加支援によるコーディネートを行うためには、日常的に地域社会とつながることができる居場所などの地域資源を把握し、そうした居場所などを運営する方との関係づくりが必要です。

また、希望にあった居場所などの地域資源がない場合は、地域づくり支援などとも連携して、新たな地域資源の創出に向けた取組みを行う必要があります。

地域社会とのつながりを支援するためには、自治会・町会や民生委員児童委員をはじめとした地域住民や区民活動団体、企業、事業者などの多様な協力者をもっと増やしていく必要があります。

(3) 地域づくり支援

コミュニケーションのあり方が多様化し、人とのつながりや、距離感に対する価値観が、人によって違ってきています。

このため、地域活動を活性化していくには、参加方法を工夫し、多様化していくことが求められます。

重層的支援会議で取り扱った事例の中には、個別の対応だけではなく、地域課題として、その方を支える地域づくりの検討が、必要な事例も見えてきました。参加支援でも課題としたように、地域の居場所の機能を増やしていく必要があります。

また、大田区地域福祉計画実態調査で、困りごとがあったときに誰に相談するかという問いに、区役所等の相談を選択した方は約9%に留まっており、身近な家族や親類、友人・知人が大多数となっていることから、課題の重度化を防止するためには、困りごとを抱えた区民に早期に気付くしくみを、地域づくりの視点でも検討することが必要です。

◆区が考える「チーム支援」とは

区民(世帯)の課題に応じて、関係する各支援機関、多様な地域の関係団体が集まり、支援方針を共有し、互いを尊重しながら、それぞれの役割分担(ポジションニング)に基づき、継続的な支援を実践することを「チーム支援」とします。

7 令和6年度に取り組むべき視点

「6 令和5年度の実施結果を踏まえた現状の課題」を踏まえて、以下の令和6年度に取り組むべき視点を引き続き継続して実施していきます。

(1) 包括的相談支援

取組の視点	内容
多機関連携によるチーム支援づくりの強化	既存の多機関連携の各種調整会議を強化しつつ、重層的支援会議等で編成されたチーム間で、情報共有ツールを活用したコミュニケーションの活性化を図り、チーム支援の強化を図ります。
情報連携のしくみづくりの促進	多機関連携を推進するため、重層的支援情報共有システムを活用した運用の検討を行います。
課題の早期把握・早期支援のしくみを整備	既存の支援窓口のしくみだけではなく、早期把握・早期支援に向けた相談の入口の整備を検討します。
支援者のスキルアップの推進	大田区福祉人材育成・交流センターの機能を活かし、分野や組織に関わらず、福祉に携わる職員の包括的支援への対応力の向上を推進していきます。

(2) 参加支援

取組の視点	内容
本人を中心とした参加支援の推進	本人の強みを活かしたオーダーメイドの参加支援を、その後の定着や、自立も視野に入れながら進めていきます。同時に、地域社会とのつながりを継続的に築くための場を見える化し、地域資源の活用や、新たな地域資源の創出の支援を進めます。
重層的支援会議などと連携したインフォーマルな支援へのつながりの強化	重層的支援会議での検討において、参加支援の必要性があるとされた場合に、インフォーマルな支援へのつながりを行います。

(3) 地域づくり支援

取組の視点	内容
地域における支えあいの創出	自治会・町会や民生委員児童委員をはじめとした地域住民や、区民活動団体、事業者等の多様な活動主体の連携と協働の方法を検討し、支えあいの地域ネットワークづくりを進めます。
多様な主体の協力者の参加の促進	自治会・町会や民生委員児童委員をはじめとした地域住民や、区民活動団体、事業者等の協力者が、支援活動に参加できるしくみを整備します。
地域課題の抽出と共有	重層的支援会議などの個別事例から地域課題を抽出するとともに、関係者間で共有し、必要な地域資源の分析と関係者の連携・協働を進めます。

8 令和6年度の重層的支援体制整備事業の実施内容

大田区における包括的支援体制を構築するために、重層的支援体制整備事業の「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」の3つの支援を一体的に実施します。

(1) 区の重層的支援体制整備事業交付金対象事業

法に基づき、区における重層的支援体制整備事業(13事業)を以下のとおり規定します。高齢・障がい・子ども・生活困窮の分野の、「包括的相談支援」や「地域づくり支援」にかかる既存事業の国等の補助金が、「重層的支援体制整備事業交付金」に一本化することで、分野横断的な相談支援や地域づくり支援の事業を実施していきます。

法対象事業		区該当事業	所管課
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	1 地域包括支援センターの相談支援	高齢福祉課
	基幹相談支援センター等機能強化事業	2 大田区立障がい者総合サポートセンターの相談支援	障がい者総合サポートセンター
	利用者支援事業	3 妊婦面接・新生児等訪問 児童館の子育て相談 保育サービスアドバイザーによる相談	健康づくり課 地域健康課 子育て支援課 保育サービス課
	生活困窮者自立相談支援事業	4 大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAの自立相談支援	蒲田生活福祉課
多機関協働事業		5 多機関協働事業	福祉管理課 地域福祉課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		6 大田区ひきこもり支援室SAPOTAのアウトリーチ支援等	蒲田生活福祉課
参加支援事業		7 地域福祉コーディネート事業	福祉管理課
		8 大田区若者サポートセンターフラットおおた	地域力推進課
地域づくり支援事業	地域介護予防活動支援事業	9 地域介護予防活動支援事業 地域福祉コーディネート事業	高齢福祉課 福祉管理課
	生活支援体制整備事業	10 生活支援体制整備事業 地域福祉コーディネート事業	高齢福祉課 福祉管理課
	地域活動支援センター機能強化事業	11 地域活動支援センター	障害福祉課
	地域子育て支援拠点事業	12 子育てひろば	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	13 おおたフード支援ネットワーク事業	福祉管理課

※(2)区該当事業の内容では、該当する上記**1**～**13**を付番して表記しています。

(2) 区該当事業の内容

包括的相談支援事業 **1** **2** **3** **4**

高齢・障がい・子ども・生活困窮などの相談支援事業をはじめとした区民からの困りごとの相談を受ける各支援機関は、まずは、世帯が抱える課題を把握し、必要に応じて関係機関と積極的に連携し、包括的な相談支援を実施します。

法で定められている以下の事業においては、特にこの役割を強化します。

法対象事業	区該当事業	内容	所管課
1 地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターの相談支援	高齢者やその家族等から介護・福祉・保健等に関する総合的な相談を受ける窓口として、専門職による包括的な支援を実施します。	高齢福祉課
2 基幹相談支援センター等機能強化事業	大田区立障がい者総合サポートセンターの相談支援	大田区における障がい者の相談支援の中核的な役割を担い、専門家(医師、臨床心理士等)による相談や、地域の相談機関・支援機関との連携強化の取組などを実施します。	障がい者総合サポートセンター
3 利用者支援事業	妊婦面接・新生児等訪問	全ての妊婦に保健師、助産師による面接を実施します。区と妊婦とのファーストコンタクトとして、妊婦面接を行い、リスク把握を行うことで予防的支援の強化を図ります。	健康づくり課 地域健康課
	児童館の子育て相談	地域の身近な相談窓口として、教員免許や保育士資格などの専門知識を有する児童館職員が、子育てに関する相談に応じます。	子育て支援課
	保育サービスアドバイザーによる相談	区立保育園勤務経験のある保育士による相談のほか、家庭の事情等に応じた保育施設や子育て支援サービスに関する情報提供を行います。	保育サービス課

法対象事業	区該当事業	内容	所管課
4 生活困窮者 自立相談支援 事業	大田区生活再建・ 就労サポートセンタ ーJOBOTAの自立 相談支援	生活・仕事・住まいなどにつ いての悩みを抱え、経済的に 困っている方に対して、専門 の支援員が一人ひとりに合っ たサポートを行います。	蒲田生活福祉課

一体的連携事業

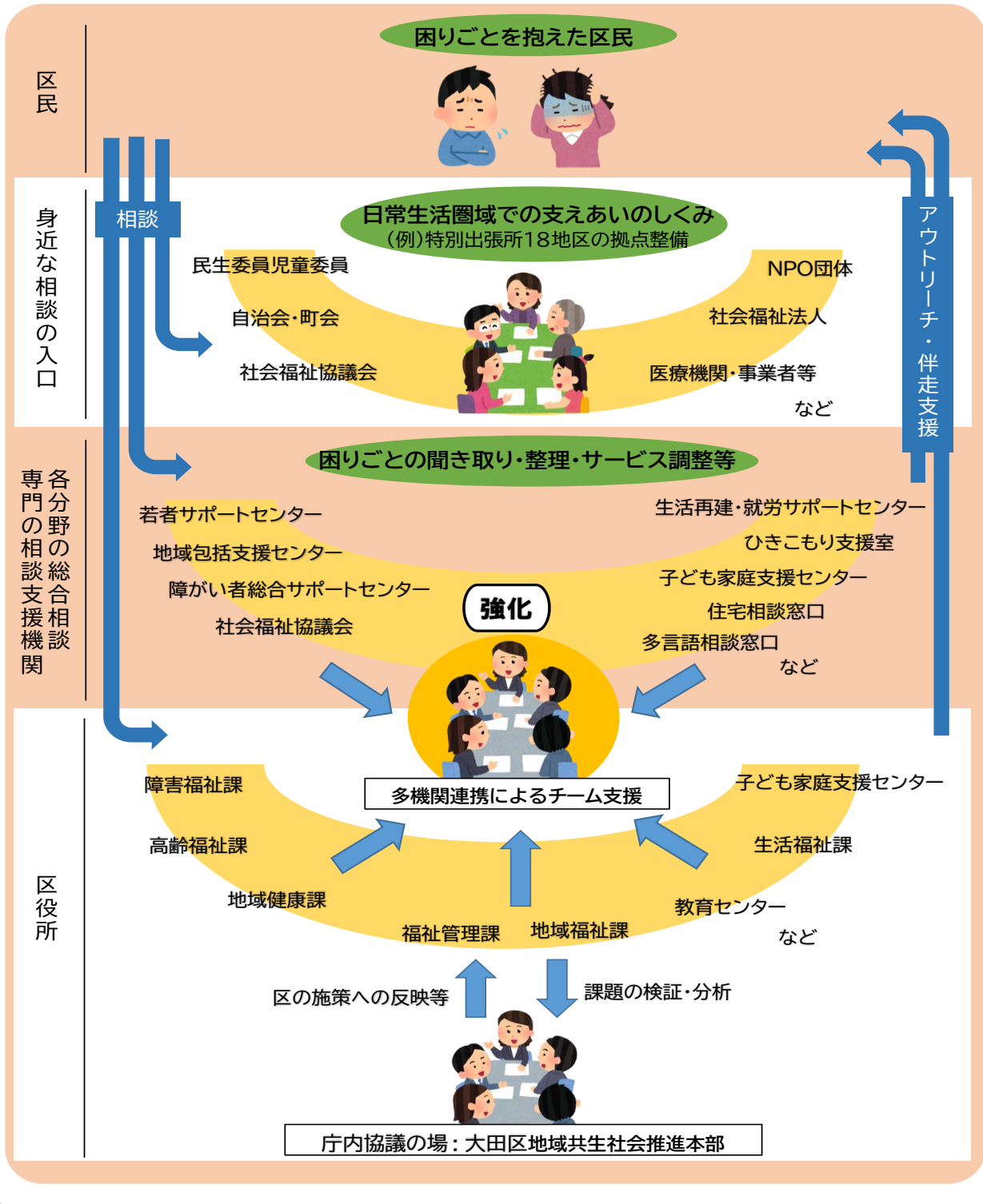
多様な課題を抱えるこども・若者やその世帯の支援を重層的に行うためには、重層的支援体制整備事業とこども・若者を対象とした支援体制が連携して機能することが重要です。子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者総合相談センター（若者サポートセンター「フラットおおた」）では、複雑化・複合化した課題等について、多機関協働事業と連携し、適切な支援につなげる等、重層的支援体制整備事業と相互に連携しながら一体的に取り組みます。

事業名	内容	所管課
大田区若者サポート センター フラットおおた	概ね15歳から39歳までのこども・若者及びその家族を対象に、分野を問わず総合的な相談対応を行うとともに、関係機関との連携により適切な支援につなげます。 併せて併設の居場所を活用した様々な交流体験等の機会を提供し、参加支援を含め、社会的自立に向けた伴走的な支援を行います。	地域力推進課

◆包括的相談支援事業の構築イメージ

多機関連携によるチーム支援の強化

既存の各事業においても、関係機関との連携によるチーム支援を実施していますが、さらに分野や属性を問わない支援を強化するため、そのチームづくりをサポートする機能として、「多機関協働事業」を実施します。



多機関協働事業 5

各支援機関の包括的相談支援をサポートをし、状況に応じて、分野や年代に関わらず、広く支援者を必要とする課題に対して、チームづくりの総合調整等を行います。

所管課(担当)	各地域福祉課(多機関連携調整担当)
---------	-------------------

重層的支援会議等の実施

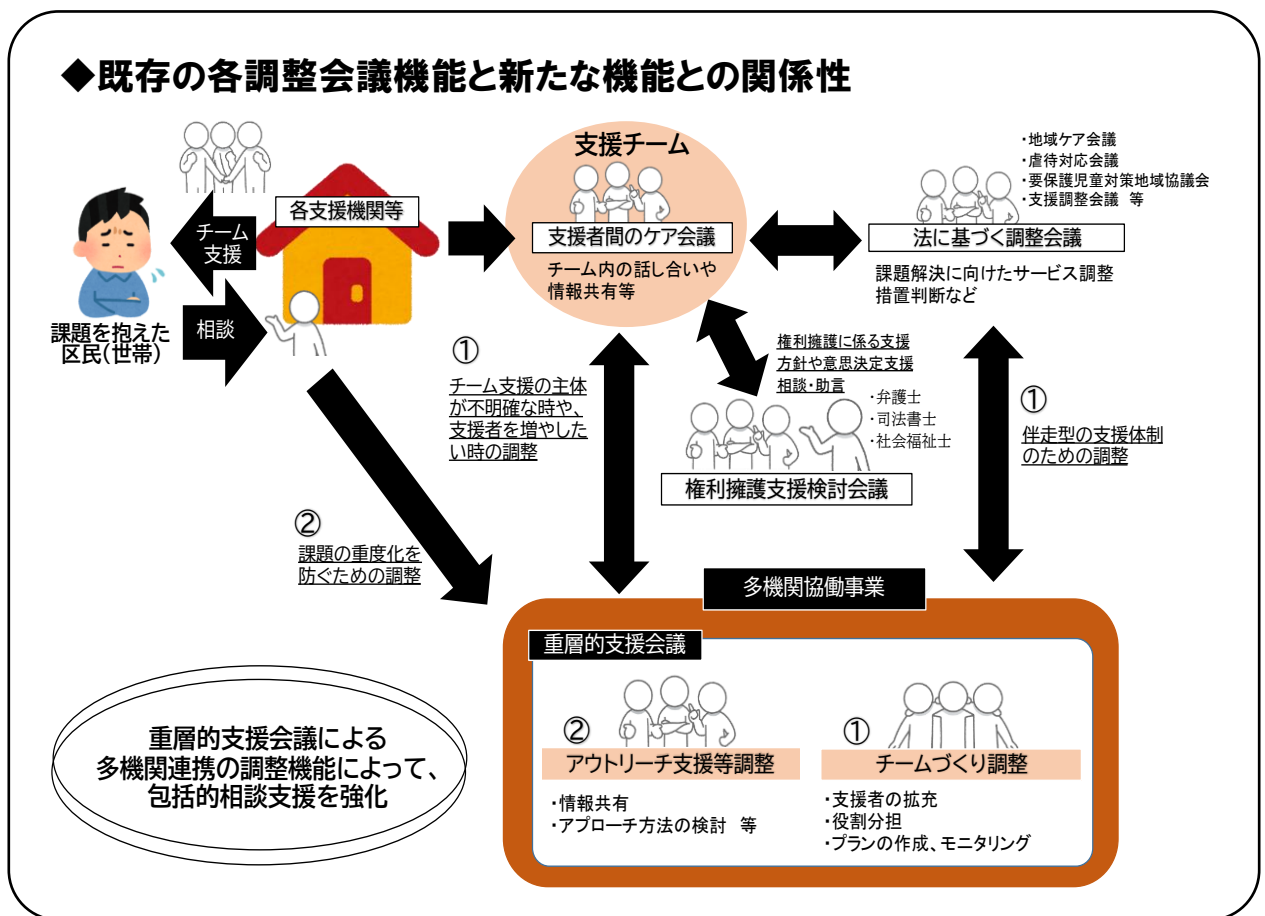
各支援機関の包括的相談支援をサポートする手段のひとつとして、次の機能をもった重層的支援会議の実施や調整・助言等を行います。

① チームづくり調整機能

課題に応じて必要な機関と支援方針や役割分担を検討し、支援プランを作成します。また支援プランのモニタリングを実施します。

② アウトリーチ支援等調整機能(法第 106 条の6に基づく支援会議)

法に基づき支援チームに守秘義務を課したうえで、必要な情報を関係者と共有し、対象者本人との関係性づくりをするためのアウトリーチ支援等の方法を検討します。



アウトリーチ等を通じた継続的相談支援事業 6

自ら相談の窓口に行けない方などに対して、アウトリーチ等を通じて、本人との関係づくりを行い、適切な支援につなげ、継続的な相談支援を行います。

本人との関係づくりにおいて、関係機関と連携が必要な場合は、重層的支援会議(アウトリーチ支援等調整機能)を活用して、多職種連携によるチームアプローチに取り組めます。

区該当事業	内容	所管課
6 大田区ひきこもり支援室・SAPOTAのアウトリーチ支援等	本人との関係づくりに向けたアウトリーチ等を行い、本人やその家族に対し、専門の支援員と一緒に考え、伴走支援を行います。	蒲田生活福祉課

参加支援事業 7 8

複合課題を抱える方は、地域社会とのつながりが希薄化し、社会的に孤立している場合があるため、包括的相談支援事業の実施とともに、地域社会とのつながりを築くことを支援します。

また、課題に応じて必要な地域資源、居場所などへのつながりや社会資源の創出などを行い、多様な社会参加の実現に取り組めます。

区該当事業	内容	所管課
7 地域福祉コーディネート事業	本人の希望に応じて、社会参加に向けた地域資源へのつながりや、社会参加等の場に定着するまでの支援と、定期的なフォローアップを行います。地域参加・社会参加の場の見える化と協力者の参加促進に取り組めます。	福祉管理課
8 大田区若者サポートセンターフラットおおた	こども・若者を対象にした居場所を通じ、本人の状況に応じた情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連携し適切な支援につなげています。様々な交流体験等を通じ、地域参加、社会参加を促進し、社会的自立に向けた伴走的な支援を行います。	地域力推進課

地域づくり支援事業 **9** **10** **11** **12** **13**

これまでの既存の高齢・障がい・子ども・生活困窮における各分野の地域づくり支援の事業を連携させて、多様な主体が役割をもって参画でき、地域の中で誰もが排除されない風土を形成していきます。大田区の強みである「地域力」を活かして、縦割りでの地域づくりとならないよう、取組んでいきます。

法対象事業	区該当事業	内容	所管課
9 地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動支援事業	住民主体の通いの場等の介護予防活動の地域展開を目指し、ボランティア人材の育成研修、地域活動組織の育成・支援等を行います。	高齢福祉課
10 生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	高齢者の生活課題と地域資源をつなぐ支援、資源発掘や創出等を行います。	高齢福祉課
9 10 地域介護予防活動支援事業及び生活支援体制整備事業	地域福祉コーディネート事業	個別課題を地域課題として分析し、地域で協力してくれる多様な主体の参画を増やし、地域で支えあうしくみづくりを行います。	福祉管理課
11 地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター	障がい者の創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。	障害福祉課
12 地域子育て支援拠点事業	子育てひろば	親子で遊びながら親同士、子ども同士が交流し、子育てに関する悩みなど、情報交換を行う場を提供し、子育てに関する相談を行います。	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター
13 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	おおたフード支援ネットワーク事業	地域における生活困窮者やひとり親家庭等への『食』の支援を可能にする基盤をつくり、地域の支えあいのネットワークづくりを推進します。	福祉管理課

9 今後に向けた当面の検討事項

「7 令和6年度に取り組むべき視点」のうち、単年度では解決が難しい課題について、引き続き次の4つのテーマを検討していきます。

(1) 相談の入口と出口の整備

検討事項	令和5年度の実施状況	関係部局
<ul style="list-style-type: none"> ● 重層的支援体制整備事業における相談の入口と出口の整備として、区民の困りごとに早期に気づき・つなぐしくみづくりや、地域社会から孤立することがないように、地域力を最大限活かした包摂的な地域づくりの強化を検討します。 ● 大田区社会福祉協議会とも連携しながら、地域活動の好事例をもとに、今後の方向性を検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談の入口と出口の整備について、地域力推進課と特別出張所、福祉管理課で情報共有及び今後の方向性を検討した。 ● 特別出張所等の職員が重層的支援体制整備事業について理解を深めるため、社会福祉協議会と連携し、地域福祉コーディネーターの役割等に関する研修を実施した。 	<p>地域力推進部 福祉部</p>

(2) 精神疾患のある方や精神に課題を抱える方への支援のあり方

検討事項	令和5年度の実施状況	関係部局
<ul style="list-style-type: none"> ● 精神疾患のある方への支援の課題を整理し、医療に加え、必要な支援・サービスにつなげる支援策を検討します。 ● 精神に課題を抱える方へ支援のすそ野を広げ、相談のマンパワーを増やす検討を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神疾患のある方の相談体制を見直し、次年度から個別支援については地域福祉課で実施することとした。 	<p>地域力推進部 福祉部 健康政策部</p>

(3) ヤングケアラーへの支援体制等の構築

検討事項	令和5年度の実施状況	関係部局
<ul style="list-style-type: none"> ● ヤングケアラーの実態調査を踏まえ、庁内連携による適切かつ迅速な支援体制等について検討します。 ● 早期発見のために、ヤングケアラーへの正しい理解が深まるよう区及び関係機関、区民等への普及啓発に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区内小学校4～6年生、中学校1～3年生、高校生世代を対象に、ヤングケアラーに関する実態調査を実施した。 	<p>地域力推進部 福祉部 健康政策部 こども家庭部 教育総務部</p>

(4) 多機関連携のための情報共有のシステム化

検討事項	令和5年度の実施状況	関係部局
<ul style="list-style-type: none"> ● 多機関連携を円滑にするために、各業務における重層的支援情報共有システムの活用方法について検討します。 ● 情報共有するに当たっては、機密情報の管理が重要となるため、取扱いの運用ルールも併せて検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉部で運用を開始している「重層的支援情報共有システム」の今後の全庁的な活用に向けてシステム構築方法を情報政策課等と協議し、方向性を整理した。 	<p>企画経営部 総務部 地域力推進部 福祉部 健康政策部 こども家庭部 教育総務部</p>

10 計画の進行管理

本計画の進行管理は、庁内協議の会議体である「大田区地域共生社会推進本部」で進捗状況の管理を行い、分野横断的な課題への検討・改善を行い、予算を検討し、毎年本計画の内容を更新・公表します。

併せて、地域、福祉、保健医療の各分野の委員で構成される「大田区地域福祉計画推進会議」などでの意見等を、本計画の内容に反映させます。

(1) 事務局

区長を本部長とし、庁内関係部局の長で組織する「大田区地域共生社会推進本部」の事務局を担い、重層的支援体制整備事業の全体の調整、実施計画の更新等を行います。

所管課	福祉管理課
-----	-------

(2) 進行管理の流れ

「大田区地域共生社会推進本部」は、以下のとおり年3回程度実施し、実施計画の更新を行います。

	主な内容
第1回	・現計画の内容確認と方向性の確認
第2回	・事業実施の中間報告 ・新たな課題の抽出
第3回	新たな課題に対する施策・事業の検討 ・次年度の実施計画の素案の検討

(3) 評価・検証

区の最上位の指針である大田区基本構想で掲げる将来像や基本理念をもとに、事業目的である「地域共生社会の実現」を掲げる大田区地域福祉計画における施策目標を、本計画においても指標目標とします。

その目標を達成するために、次ページで示す重層的支援体制整備事業が関わる指標の達成状況を確認しながら、進行管理していきます。

また、4ページの「6 令和5年度の実施結果を踏まえた現状の課題」の内容を毎年更新し、次年度の実施内容に反映させ、取組の強化を図っていきます。

大田区地域福祉計画の基本目標と
重層的支援体制整備事業における指標

地域福祉計画の 基本目標	基本目標達成のための 重層的支援体制整備事業が関わる 指標の例
<p>基本目標1 「つながりを感じることができる 地域をめざします」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ひきこもり支援室SAPOTAや 若者サポートセンターフラットおおた の支援件数 ● 地域福祉コーディネート事業 (参加支援事業)において 地域資源等につなげた件数
<p>基本目標2 「誰もが地域に参加できる 共生のまちづくりを進めます」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地域づくり支援事業において、 地域活動を支援した件数 又は多様な主体が参加するための事業数 ● 各地域づくり支援事業において、 区民や団体・事業者などが参加した数
<p>基本目標3 「安心して生活できる 地域を支えます」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各包括的相談支援事業において、 他課題に気づき、関係機関につないだ件数 ● 重層的支援会議の件数 ● 重層的支援会議によって作成した アウトリーチ支援プランの件数

11 大田区福祉人材育成・交流センターによる支援力の強化

「地域共生社会の実現」に向け、重層的支援体制整備事業の実施とともに、大田区福祉人材育成・交流センターが中心となり、eラーニングシステムや交流会等を活用しながら、区内福祉従事者が様々な垣根を越えて共に学び、高め合いながら、横のつながりを強化していくことで、区内全体の福祉の向上をめざします。

12 大田区社会福祉協議会との連携

重層的支援体制整備事業の目的である「地域共生社会の実現」に向けて、区は地域福祉実践の重要なパートナーである大田区社会福祉協議会と連携・協働して、包括的支援体制の強化を図ります。同時に、制度の狭間への対応や、課題の重度化に対する予防的支援を重視する観点から、互いの強みを活かしながら、本事業を構成する各事業を一体的・総合的に実施することによって、本事業の効果を一層高めていきます。

13 重層的支援体制整備事業と関連する区の既存事業

法で定められている重層的支援体制整備事業と、関連する区の既存事業が連携し、包括的支援体制がより効果的になるよう、大田区らしい重層的支援体制整備事業を実施していきます。

- ※ 重層的支援体制整備事業と関連する各事業については、分野ごとの法令等に基づき、関係部局で実施し、進行管理をしているため、別途示していきます。

令和 6 年度 大田区重層的支援体制整備事業実施計画

令和6年3月更新

発行:大田区

編集:大田区福祉部福祉管理課

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電 話 03-5744-1721

FAX 03-5744-1520

健康福祉委員会 令和6年4月15日
福祉部 資料2番
所管 福祉管理課

長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事業について

課題を抱えやすい長期休暇中において子どもの健やかな成長を支えるため、大田区子ども生活応援基金を活用し、子どもの学び・経験機会の提供と居場所づくりを行う地域団体等に対して活動経費の一部を補助する事業を実施する。

1 対象団体

区内を主な活動拠点とする団体等

2 対象事業

区内の支援を必要とする子ども等を対象に実施される以下の活動とする。なお、(1)と(2)のどちらかもしくは両方を実施し、加えて(3)と(4)は必ず実施するものとする。

- (1) 学習支援
- (2) 体験活動
- (3) 食事支援
- (4) 食料配付

3 対象期間

区立小中学校の令和6年度夏季休業期間

※期間中、4日間以上実施するものを対象とする。

4 対象経費

報償費、需用費、備品購入費、使用料又は賃借料、役務費 等

5 補助基準額・補助率

- (1) 新規団体（申請1回目） 上限 200,000 円 補助率 10/10
- (2) 継続団体（申請2回目） 上限 150,000 円 補助率 10/10
※ただし、対象期間内に10日間以上開催する場合は、加算 50,000 円
- (3) 継続団体（申請3回目） 上限 150,000 円 補助率 10/10

6 今後の予定

令和6年4月11日から5月2日まで	募集
令和6年5月下旬	補助団体の決定
令和6年6月下旬	補助金支給（概算払）
令和6年7月下旬から8月まで	対象事業実施
令和6年9月	実績報告書の提出、補助金額確定（精算）

7 周知方法

区報、区ホームページへの掲載等

8 その他

- (1) 書類審査により補助団体を決定する。
- (2) 補助団体のうち、希望する団体の取組みについては、「子どもと地域をつなぐ
応援事業」を活用した周知を行う。

健康福祉委員会 令和6年4月15日
福祉部 資料3番
所管 介護保険課

大田区特別養護老人ホーム優先入所制度の一部改正について

大田区特別養護老人ホーム優先入所制度（以下「優先入所制度」という。）について、内容を以下のとおり一部改正する。

1 現行の優先入所制度について

特別養護老人ホームへの入所にあたっては、入所を希望される方や介護をなさる方の状況等を考慮して入所の優先度に関する評価を実施し、必要性の高い方から優先的に入所いただいている。

優先度の評価は入所を希望されるすべての方に対して区が第一次評価を実施し、必要性が高いとされた方を対象に、入所を希望される特別養護老人ホームで第二次評価を実施し、施設ごとに入所の優先順位を決定している。

2 課題

- (1) 優先度の評価機会が1年に2回（9月・3月）のため、申込の締切直後に入所を希望される場合、次の申込まで最長で約6か月待たなければならない。
- (2) 優先度の評価期間（第一次評価、第二次評価）が最短でも3か月を要するため、早期の入所に繋がらない。
- (3) 第一次評価で評価点数が一定の点数以下の場合、評価の対象外となるため、評価対象となった入所対象の方がいない場合でも、評価の対象外の方には入所の案内ができない。

3 改正内容及び効果

- (1) 優先度評価の回数を年2回から年3回（7月・11月・3月）へ増加
次の申込みまでの期間を4か月に短縮することで、申込者の評価機会を増加する。
- (2) 優先度評価の第二次評価を廃止
第二次評価を廃止することで、評価開始から入所までの期間を短縮する。
- (3) 評価点数が一定の点数以下の申込者を評価の対象外とする扱いの廃止
より多くの方に入所機会を創出し、入所の優先順位に係る名簿の登載者がいなくなることを防止する。

4 今後のスケジュール（案）

- 令和6年4月 各関係機関へ周知
令和6年5月 区報及び大田区ホームページ掲載
令和6年7月 新制度による優先入所制度の実施

《参考》

【(旧)大田区特別養護老人ホーム優先入所制度】

	1 か月	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月
優先度評価（第一次評価・第二次評価）実施期間	3 か月					
次の申込までの最長期間	6 か月					

※例えば、優先入所評価の申込締切直後に入所の必要性が生じた場合、次の申込までは最長で約6か月待たなければならず、さらに特養入所まで最短でも3か月を要する。



【(新)大田区特別養護老人ホーム優先入所制度】

	1 か月	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月
優先度評価（第一次評価） 実施期間 ※第二次評価廃止	1 か月	2 か月短縮				
次の申込までの最長期間	4 か月				2 か月短縮	

※現行の第二次評価を廃止するため、特養入所までの期間を最短で約1か月に短縮できる。また、優先入所評価の申込を一度逃した場合でも、次の申込までの待機期間を4か月まで短縮できる。

健康福祉委員会 令和6年4月15日
福祉部 資料4番
所管 障がい者総合サポートセンター

大田区立こども発達センターわかばの家業務委託事業者の選定について

現行の委託事業者との契約期間が令和6年度末をもって終了するため、最終評価を実施し、次期業務委託事業者の選定を行う。

1 対象施設

大田区立こども発達センターわかばの家

大田区千鳥三丁目7番5号

大田区立こども発達センターわかばの家分館

大田区大森西二丁目20番17号

大田区立こども発達センターわかばの家西六郷分室

大田区西六郷一丁目18番5号

大田区立こども発達センターわかばの家西蒲田分室

大田区西蒲田三丁目19番4号

2 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間（予定）

3 委託事業者候補者の選定方法

- （1）現行委託事業者の最終評価を行うとともに、次期委託期間における提案等を受け、さらなるサービス向上の観点から多角的な分析、検証を行う。評価は外部有識者等を含む委員で構成する評価委員会を設置し、委託事業者候補を選定する。
- （2）福祉部所管施設の特性として支援者との信頼関係の醸成が事業効果を高め、事業の安定性及び継続性につながることを考慮し、非公募による再選定での手続きを進める。

ただし、最終評価及び分析、検証の結果、再選定することの客観性、妥当性が十分に確保できない場合は、公募型プロポーザル方式による選定を行う。

4 再選定に向けた主なスケジュール（予定）

内容	時期
次期委託期間の提案等提出期限	令和6年6月下旬
評価委員会の開催	令和6年7月下旬から8月中旬まで
候補者選定	令和6年8月中旬から9月中旬まで

健康福祉委員会
令和6年4月15日
健康政策部 資料5番
所管 感染症対策課

新型コロナウイルス感染症に関する令和6年4月からの対応について

1 医療費

一部公費負担による軽減措置が終了となり、通常の医療費自己負担と同様となる。

2 新型コロナワクチン

65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までの重症化リスクの高い方については、令和6年秋から定期接種となる。

3 相談窓口

通常の感染症と同様に感染症対策課で対応し、必要に応じて医療機関等へ引き継ぐ。

4 区民への周知

区報のほか、区ホームページにて周知。

5 その他

新型コロナワクチン接種後の予防接種健康被害救済制度において、令和5年度、死亡一時金や葬祭料を以下のとおり支給した。

(1) 死亡一時金（葬祭料含む） 2件

(2) 葬祭料のみ 2件

新型コロナウイルス感染症に関する令和6年4月からの対応について

1 医療費

	～R5. 9. 30	～R6. 3. 31	R6. 4. 1～
一般的な治療薬の費用 (解熱剤・鎮痛薬など)	通常の医療費自己負担と同様		
新型コロナウイルス 感染症治療薬の費用	無料(公費負担)	一部自己負担 窓口負担は、 1割=3,000円、2割=6,000円 3割=9,000円 を上限	通常の医療費自己負担と同様
入院の療養費用	高額療養費制度の自己負担 限度額から2万円を減額	高額療養費制度の自己負担限 度額から1万円を減額	通常の医療費自己負担と同様

2 新型コロナワクチン

	～R5. 9. 30	～R6. 3. 31	R6. 4. 1～
接種種別・費用	特例臨時接種・無料		定期接種・一部自己負担
対象者	生後6か月以上の全ての区民		65歳以上の高齢者及び60～64歳 で重症化リスクの高い方

3 相談窓口

	～R5. 9. 30	～R6. 3. 31	R6. 4. 1～
都新型コロナ相談セン ター・都立病院「コロナ 後遺症相談窓口」・都高 齢者等医療支援型施設	R6. 3. 31まで開設		廃止 ※通常の感染症と同様に感染症 対策課で対応し、必要に応じて医 療機関等へ引き継ぐ。
区ワクチン接種相談 窓口・コールセンター	R6. 3. 29まで開設		廃止 ※感染症対策課で対応
都新型コロナワクチン 副反応相談センター	開設		当面の間開設
厚労省新型コロナウイ ルス感染症電話相談 窓口・新型コロナワク チンコールセンター	開設		R6. 9. 30まで開設